



## 全国労働衛生週間

10月1日から10月7日は、全国労働衛生週間です。

「見逃すな、心と体のSOS みんなでつくる健康職場」をスローガンに展開します。

事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進をお願いします。

## 千葉県最低賃金を改正

千葉県最低賃金が平成23年10月1日から時間額748円に改正されました。(従来744円から4円引上げ)

問 千葉県労働局労働基準部賃金室  
☎043(221)2328か最寄の労働基準監督署へお問い合わせください。

## ご存じですか？労働委員会

### 雇用のトラブル まず相談

- ・会社から懲戒処分・解雇をされたが、納得できない。
- ・続けて働けると思ったが、雇止めされた。
- ・社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒絶している。

千葉県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で解雇、雇止め、配転、降格などのトラブルが生じ、当事者間での自主解決が困難な場合に個別的労使紛争のあっせんを行っています。

- 労働者、使用者どちらからの申請も受付
- 簡単な手続き・費用無料・秘密厳守

※労働委員会では、安定した労使関係が築かれるよう、労働組合と使用者間の労働争議の調整も行っています。

問 千葉県労働委員会事務局 ☎043(231)2131

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/index.html>

24時間テレフォンサービス

☎043(221)4700

千葉労働局ホームページ

<http://chiba-roundoukyoku.jp/site/mlw.go.jp>

## 行政相談週間

10月17日から23日は、行政相談週間です。

国、独立行政法人および特殊法人などの業務(年金、医療保険、労働災害、登記、道路、その他行政業務)について



・このようにしてほしい

・苦情を申し出たが、説明や措置に納得がいかない

・苦情や困っていることを、どこに相談したら良いか分からない

・制度や仕組みが分からない

・などがありましたら、お気軽にご相談ください。

市では、行政相談委員による行政相談を行っています。相談は無料で

秘密は守られます。相談日程は、相談事業24ページをご覧ください。

また、総務省千葉行政評価事務所でも相談を電話や手紙、FAX

などで受け付けています。

### 【受付窓口】

総務省千葉行政評価事務所

郵便 〒260-0024

千葉市中央区中央港1-11-3  
千葉地方合同庁舎

●電話 行政相談苦情110番  
0570(090)110

●FAX 043(246)9829  
総務省行政相談ホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/hyouka/index.html>

問 市民課市民生活係

☎(80)1271

## 違反建築防止週間

10月11日〜17日は、違反建築防止週間です。

この週間には、県下一斉公開建築パトロールが実施されます。

建築基準法では、建物の安全性を確保し、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物の敷地や構造などに関する様々な基準を定めています。

建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。

また工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。

この週間をきっかけに、建物が法令に適合しているか建築士に相談するなど点検してください。

問 都市整備課都市計画係

☎(80)1191